

2020年4月吉日

お客さま 各位

島根中央信用金庫

民法改正を踏まえた貸金庫規定の改定のお知らせ

平素は島根中央信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「民法の一部を改正する法律」（2020年4月1日施行）に対応するため、下記のとおり貸金庫規定を2020年4月1日から改定いたします。

なお、本規定の改定につきましては、お客さまに必要な手続きはございません。

記

□改定内容

1.貸金庫契約における連帯保証人条項の廃止について

なお、従前契約分の連帯保証人については、継続して連帯保証人となります。

2.成年後見人等の届出について

後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務を定めます。

3.既定の変更時における周知方法等について

規定を変更する場合には、適用開始日を定め当金庫のホームページ等で事前にお知らせすることで変更できるものとします。

□改定日 2020年4月1日

以上